

新型コロナウイルス感染症 緊急経済対策における 税制上の措置 【令和2年4月30日施行】

令和2年5月9日版

楠正志公認会計士事務所
公認会計士/経営革新等支援機関
楠 正志

緊急経済対策における税制上の措置

令和2年4月30日に新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策における税制上の措置が国会で成立し、公布されました。4月30日から次の措置が施行されます。

税目	内 容 (★は認定経営支援等機関が関与)
固定資産税	中小事業者等の令和3年度の固定資産税の減免(売上が前年同期比30%以上減で1/2軽減、50%以上減で全額免除) ★
	固定資産税の特例の拡充・延長(事業用家屋と構築物を追加、令和4年度まで2年延長) ★
法人税	中小企業経営強化税制の拡充(C類型)(中小事業者のテレワーク等のデジタル化設備投資を促進) ★
	欠損金の繰戻し還付の拡充(資本金10億円以下の中堅企業に対象者を拡大)
消費税	消費税の課税選択の変更特例(課税期間開始後でも変更可能に)
各税目共通	納税の猶予制度の特例(売上が前年同月比20%以上減で無担保・延滞税なしで納税を猶予)
その他	特別定額給付金等の非課税措置
	住宅ローン控除の適用要件の弾力化
	耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化
	特別貸付に係る印紙税の非課税
	文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用
	自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

減税 中小事業者等の令和3年度の固定資産税の減免①

中小事業者等の税負担を軽減するため、中小事業者等が保有するすべての償却資産や事業用家屋に係る令和3年度の固定資産税・都市計画税が、売上の減少幅に応じて1/2軽減または全額免除される。

中小事業者等の範囲

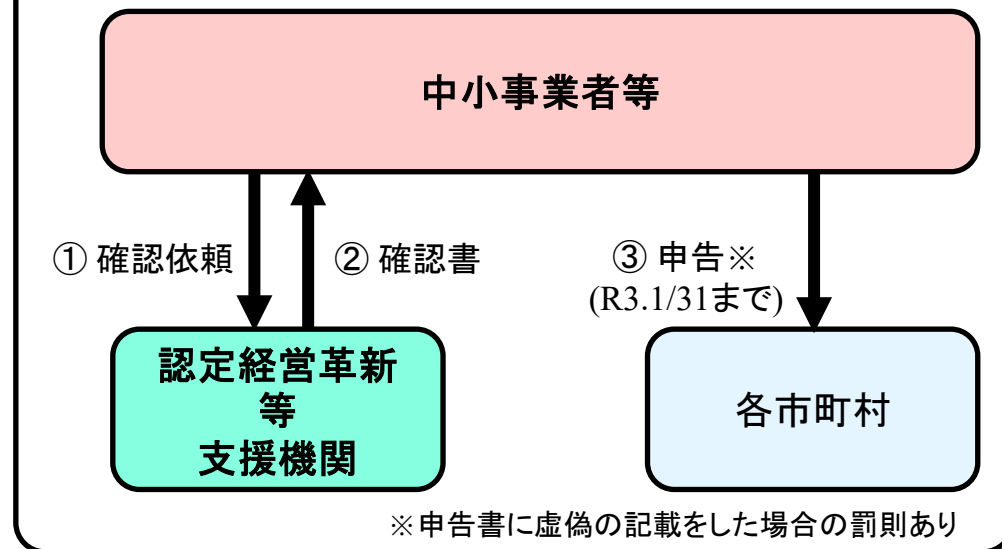
- 次のいずれかに該当する法人または個人
 - (1) 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
 - (2) 資本または出資を有しない法人は常時使用する従業員数1,000人以下
 - (3) 常時使用する従業員数1,000人以下の個人

※ 性風俗関連特殊営業を除く

売上減少率(※)	減免措置
30%以上50%未満	1/2
50%以上	ゼロ

※ 令和2年2月～10月までの任意の連続した3か月の売上高と前年同期を比べたときの売上減少率

<手順の流れ(イメージ)>



※ 申告書に虚偽の記載をした場合の罰則あり

【注意】手順の詳細は検討中。中小企業庁ホームページに掲載予定

【実務上のポイント】

- 認定経営革新等支援機関が発行する「確認書」が必要
- 令和2年度は対象外。特例(収入が前年同月比20%以上減)により、1年間、納税の猶予が可能(11ページ参照)

減税

中小事業者等の令和3年度の固定資産税の減免②

特例の対象になる「事業用家屋」とは？

非居住用家屋であって、**工場などの事業用の建屋等**を想定

※土地、個人の所有する居住用の家屋は対象外

※事業用と居住用が一体となっている家屋については**事業専用割合に応じた部分**が対象



認定経営革新等支援機関の確認とは？

(1) 中小事業者等の確認

個人：「常時使用する従業員数が1,000人以下である旨の誓約書」

法人：「登記簿謄本の写し」等(資本金)、「大企業の子会社でない旨の誓約書」

共通：「性風俗関連特殊営業を行っていない旨の誓約書」

(2) 事業収入の減少の確認

令和2年2月～10月の期間で任意の連続する3月の事業収入の合計が前年同期と比べ30%または50%以上減少を**会計帳簿等**で確認

※事業収入には、給付金・補助金収入、事業外収益は含まない。

(3) 特例の対象になる家屋の居住用・事業用割合の確認

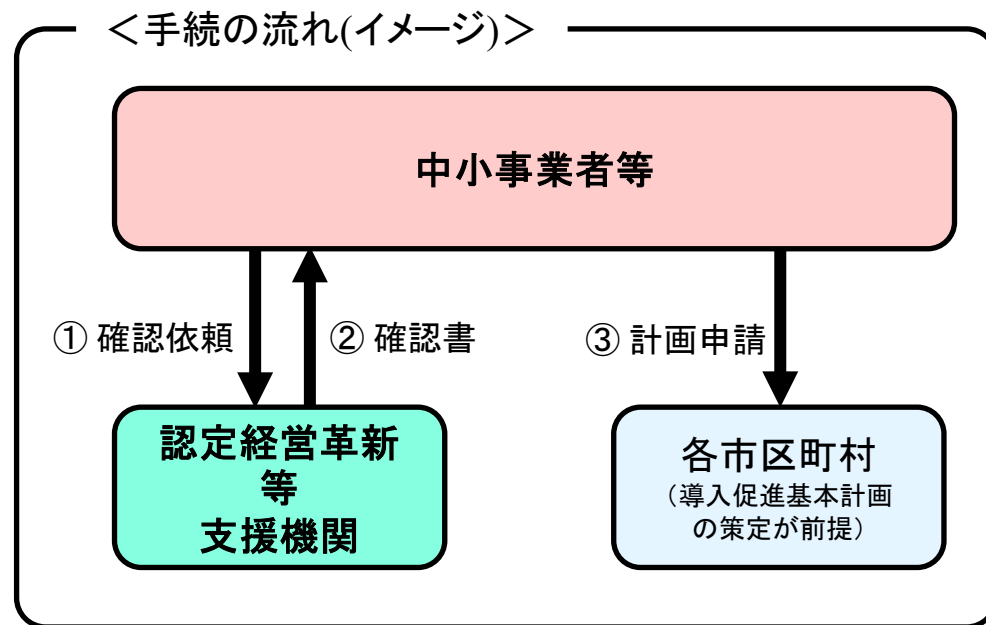
青色・白色申告決算書等で事業用の部分を確認

固定資産税

減税 固定資産税の特例の拡充・延長①

生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、**事業用家屋と構築物**が適用対象に追加され、適用期限も**2年延長**される。

	現行制度	特例
対象設備	機械装置、 工具、器具備品、 建物附属設備	事業用家屋、 構築物を追加 (各120万円以上)
適用期限	令和3年3月31日 まで	令和5年3月31日ま で2年延長
特例措置	固定資産税を投資後3年間 ゼロ～1/2軽減 ※現行制度ではほとんどの自治体が 条例でゼロに指定	



【注意】手続の詳細は検討中。中小企業庁ホームページに掲載予定

【実務上のポイント】

- **認定経営革新等支援機関が発行する「確認書」**が必要

減税

固定資産税の特例の拡充・延長②

特例の対象になる「事業用家屋」とは？【最低取得価格120万円】

非居住用家屋であって、**工場などの事業用の建屋等**を想定し、次の要件をすべて満たすもの

- (1) 先端設備等導入計画に盛り込まれる予定の家屋であること
- (2) **新築の家屋**であること
- (3) 家屋の内外に**生産性向上(年平均1%以上)要件を満たす設備等が一体となって設置**されること
- (4) 設置される先端設備の取得価額が300万円以上であること



※土地は対象外

※事業用と居住用が一体となっている家屋については**事業専用割合に応じた部分**が対象

認定経営革新等支援機関の確認とは？【家屋の例】

- (1) 「先端設備等導入計画」に新築予定の家屋が盛り込まれていることを確認
- (2) 「建築確認済証」で、新築の家屋であることを確認
- (3) 「家屋の見取図」で、生産性向上要件(年平均1%以上)を満たす設備等が設置される家屋であることを確認
- (4) 「先端設備の購入契約書」で、設置される設備の取得価額の合計額が300万円以上であることを確認

特例の対象になる「構築物」とは？【最低取得価格120万円】

旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの

例: 門、塀、看板(広告塔)、受変電設備

減税 中小企業経営強化税制の拡充(C類型)

中小企業者等の**テレワーク等のための設備投資**を促進するため、新たに**C類型**として「**デジタル化設備**」が中小企業経営強化税制の適用対象に追加される。

	現行制度		特例
類型	生産性向上設備(A類型)	収益力強化設備(B類型)	<u>デジタル化設備(C類型)</u>
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上	投資収益率が年平均5%以上の投資計画	<u>遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備</u>
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ○機械装置 ○測定工具・検査工具 ○器具備品 ○建物附属設備 ○ソフトウェア(情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ○機械装置 ○工具 ○器具備品 ○建物附属設備 ○ソフトウェア 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>機械装置(160万円以上)</u> ○<u>工具(30万円以上)</u> ○<u>器具備品(30万円以上)</u> ○<u>建物附属設備(60万円以上)</u> ○<u>ソフトウェア(70万円以上)</u>
税制措置	即時償却 または 10%税額控除(資本金3,000万円超は7%税額控除)		

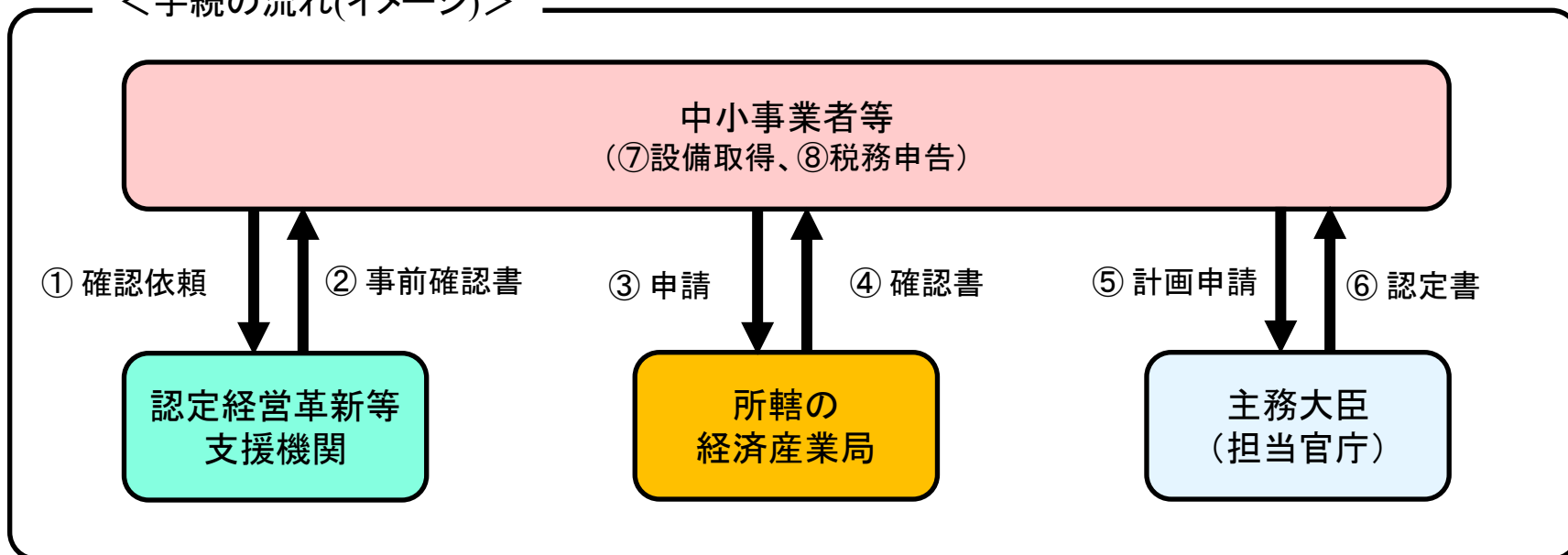
【実務上のポイント】

- **認定経営革新等支援機関が発行する「事前確認書」**が必要

減税

中小企業経営強化税制の拡充(C類型)②

<手順の流れ(イメージ)>



認定経営革新等支援機関の確認とは？

- (1) 設備投資の導入目的、事業者の事業のデジタル化に資することの確認
- (2) 設備投資の具体的な内容(設備の名称、型式、数量、単価、金額)の確認
- (3) 投資計画の分かる資料(稟議書・取締役会議事録、見積書など)の確認



減税 欠損金の繰戻し還付の拡充

中小企業に対する青色欠損金の繰戻し還付制度の適用対象が、**資本金10億円以下の中堅企業**約1万5千社についても拡大される。

【適用時期】**令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度**に生じた欠損金額

※令和2年7月1日より前に確定申告書を提出した法人の還付請求書の提出期限は令和2年7月31日

	現行制度	特例
対象法人	資本金1億円以下の法人	資本金1億円超10億円以下の法人(※)を追加 ※大規模法人(資本金10億円超の法人など)の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等を除く。

【実務上のポイント】

上記のほか、現行制度の「**災害損失欠損金の繰戻し還付制度**」を受けられる場合もある。

今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、例えば以下のような費用や損失は、**災害損失欠損金**に該当。

- ・飲食業者等の食材の廃棄損
- ・感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損
- ・施設や備品などを消毒するために支出した費用
- ・感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気洗浄機等の購入費用
- ・イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損

出典：財務省「欠損金の繰戻しによる還付の特例」(https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure3.pdf)

減税 消費税の課税選択の変更特例

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者の売上が著しく減少した場合には、**課税期間開始後**における消費税の課税選択に係る**適用の変更を可能とする特例**が設けられる。

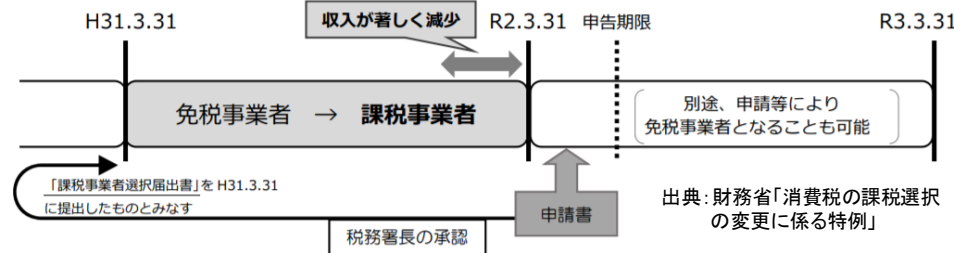
	現行制度	特例
届出時期	「課税事業者選択届出書」「課税事業者選択不適用届出書」は課税期間の開始前に届出が必要	課税期間の開始後の申請による適用の変更が可能
継続適用	翌課税期間に取り止め不可 (課税選択を行った場合は、2～3年間の継続適用が必要)	翌課税期間の適用の取り止め可能

要件

- 令和2年4月30日以後に申告期限が到来する課税期間
- 令和2年2月1日～令和3年1月31日のうち一定期間(1か月以上の任意の期間)の収入が著しく減少(前年同期比おおむね50%以上)
- その課税期間の申告期限までに申請書を提出、税務署長の承認

免税事業者が課税事業者を選択する場合の具体的な適用事例

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月1日から31日の1ヶ月間において、事業としての収入が著しく減少したため、令和2年3月期について、課税事業者を選択し、一般課税により申告を行う場合 (3月末決算法人の場合)



【実務上のポイント】

簡易課税制度の適用は現行制度「災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた場合の特例」で対応可能

減税 納税の猶予制度の特例

基本的に**すべての税目**(印紙で納付する印紙税等は除く)を対象に、収入が急減している法人・個人を対象に無担保かつ延滞税なしで**1年間、納税を猶予する特例**が設けられる。

【対象期間】**令和2年2月1日から令和3年1月31日まで**に納期限が到来する国税 ※地方税も同様

	現行制度	特例
条件	一定の期間(原則1年)において大幅な赤字が発生した場合に納税を猶予	令和2年2月から納期限までの一定の期間(1か月以上)に収入が大幅に減少(※)した場合、 1年間納税を猶予 ※ 前年同期比おおむね20%以上の減
適用	一時の納税ができないと認められる場合に適用 ・向こう1か月の事業資金を考慮 ・収支や財産状況を示す書類の提出が必要 提出困難な場合は口頭説明も可(柔軟な運用)	一時の納税が困難と認められる場合に適用 ・少なくとも向こう 半年間の事業資金を考慮 するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応 ・左記の柔軟な運用を継続
担保	原則必要	不要
延滞税	軽減(年1.6%) ※新型コロナウイルス感染症の影響により 財産に損失が生じた場合は現状でも延滞税は免除	免除

【実務上のポイント】

- フリーランス、確定申告により納税をする給与所得者、白色申告者、対象期間の損益が黒字の場合も対象
- 「令和2年6月30日」または「納期限(申告納付期限が延長された場合は延長後の期限)」のいずれか遅い日までに**申請が必要**

その他の特例措置①



<p>特別定額給付金等の非課税措置</p>	<p>全国民に一律10万円給付される特別定額給付金や児童手当(特例給付を除く)受給者に子1人あたり1万円給付される子育て世帯への臨時特別給付金は、所得税・住民税の非課税となる。</p>
<p>住宅ローン控除の適用要件の弾力化</p>	<p>【控除期間13年間の住宅ローン控除の特例(令和3年分以後の所得税について適用)】 住宅ローンを借りて新築した住宅、取得した建売住宅または中古住宅、増改築等を行った住宅に令和2年12月末までに入居できなかった場合でも、次の要件を満たす場合には、住宅ローン控除の特例(控除期間13年)の対象</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新型コロナウイルス感染症の影響によって、その住宅への入居が遅れたこと ② 一定の期日(※)までに新築、建売住宅・中古住宅の取得、増改築等に係る契約を行っていること ③ 令和3年12月末までの間に②の住宅に入居 <p>※新築の場合: 令和2年9月末まで、それ以外: 令和2年11月末まで</p> <p>【中古住宅取得から6か月以内の入居を求める要件(令和2年分以後の所得税について適用)】 住宅ローンを借りて取得した中古住宅について、その取得の日から入居までに6か月超の期間が経過していた場合でも、次の要件を満たす場合には、住宅ローン控除の対象</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 取得後に増改築等を行った中古住宅への入居が、<u>新型コロナウイルス感染症の影響により遅れたこと</u> ② 増改築等の契約を、<u>その中古住宅取得の日から5か月後までまたは令和2年6月30日までに締結</u> ③ 増改築等の終了後6か月以内に、その住宅に入居
<p>耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化</p>	<p>特例対象住宅をその取得の日から6か月以内に居住用の用に供することができない場合でも、<u>次の要件を満たすときには、特例措置の対象</u>。令和3年度末入居分まで</p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>新型コロナウイルス感染症の影響によって、その耐震改修した住宅を居住の用に供することになった日</u>がその取得の日から6か月を経過する日後となったこと ② 耐震改修工事の請負契約を、<u>その住宅取得の日から5か月後までまたは令和2年6月30日までに締結</u> ③ 耐震改修工事の終了後6か月以内に、その住宅に入居

その他の特例措置②

<p>特別貸付に係る印紙税の非課税</p>	<p>公的金融機関や民間金融機関等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別な貸付けに係る契約書の印紙税は非課税に ※令和3年1月31日までに作成されるものが対象 ※既に納付済の場合は「印紙税過誤納確認申請書」を税務署に提出し、還付</p>																
<p>文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用</p>	<p>・令和2年2月1日～令和3年1月31日の間に日本国内で開催予定で中止等されたイベントが対象 ・寄附金控除の対象金額は20万円を上限 ・手続きのイメージ ①【主催者】文化庁・スポーツ庁に申請 ②【文化庁等】主催者に「指定行事証明書」等を交付。そのイベント名等を公表 ③【主催者】払戻請求権を放棄した観客等に対し、「指定行事証明書のコピー[A]」と「払戻請求権放棄証明書[B]」を交付 ④【観客等】確定申告の際、[A]と[B]を申告書に添付</p>																
<p>自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長</p>	<p>現行の令和元年10月1日～令和2年9月30日の間に取得した自家用乗用車(新車・中古車)に対する自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減(1%分軽減)を令和3年3月31日まで6か月延長</p> <table border="1" data-bbox="569 878 1870 1265"> <thead> <tr> <th></th> <th>登録車</th> <th>軽自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td>2020基準+20%</td> </tr> <tr> <td>2020基準+10%</td> <td>1% ⇒ 非課税</td> <td rowspan="2">1% ⇒ 非課税</td> </tr> <tr> <td>2020基準達成</td> <td>2% ⇒ 1%</td> </tr> <tr> <td>2015基準+10% 上記以外の自動車</td> <td>3% ⇒ 2%</td> <td>2% ⇒ 1%</td> </tr> </tbody> </table>			登録車	軽自動車	電気自動車等	非課税	非課税	2020基準+20%	2020基準+10%	1% ⇒ 非課税	1% ⇒ 非課税	2020基準達成	2% ⇒ 1%	2015基準+10% 上記以外の自動車	3% ⇒ 2%	2% ⇒ 1%
	登録車	軽自動車															
電気自動車等	非課税	非課税															
2020基準+20%																	
2020基準+10%	1% ⇒ 非課税	1% ⇒ 非課税															
2020基準達成	2% ⇒ 1%																
2015基準+10% 上記以外の自動車	3% ⇒ 2%	2% ⇒ 1%															